

じゅうみんふくし か しゃかいふくし かかり
■ 住 民 福 祉 課 社 会 福 祉 係

にゅうようじ こ おやかてい か ふ いりょうひ じよせいせいど
● 乳 幼 児 ・ 子 ども ・ ひ たり 親 家 庭 ・ 寡 婦 医 療 費 助 成 制 度

いりょうきかん やつきよく しはら ひよう けんこうほけん てきよう
医 療 機 関 や 薬 局 に 支 払 っ た 費 用 の う ち 、 健 康 保 険 の 適 用

いりょうひ じよせい
と なる 医 療 費 に つ い て 、 助 成 し て い ま す 。

じよせい う じゆきゆうしかく にんてい う
こ の 助 成 を 受 け る た め に は 、 受 給 資 格 の 認 定 を 受 け 、

じゆきゆうしゃしょう こうふ う ひつよう
受 給 者 証 の 交 付 を 受 け る こ と が 必 要 で す 。

しきゅうたいしょうしゃとう
◎支給対象者等

じよせいたいしょう 助成対象		じよせいないよう 助成内容	
にゅうようじ 乳幼児	しょうがっこう 小学校 しゅうがくまえ 就学前まで	<ul style="list-style-type: none"> しよとくせいげん ・所得制限なし げんぶつきゅうふ ・現物給付(※1) しょうかんばら ・償還払い(※2) 	<p>さいいか さい たっ ひ 18歳以下(18歳に達する日)</p> <p>いご さいしょ がつ にち 以後の最初の3月31日まで)</p> <p>かた れいわ ねん の方については、令和6年4</p> <p>がつしんりょうぶん じ こ ふ た ん が く 月診療分から、自己負担額</p> <p>どういつりょうきかん げつがく (同一医療機関の月額より、</p> <p>にち えん じょうげん えん 1日800円、上限1,600円/</p> <p>がつ こうじょ 月)を控除することなく、</p> <p>いりょうひぜんがく じよせい 医療費全額を助成します。</p> <p>さい こ かた どういつい 18歳を超える方は、同一医</p> <p>りょうきかん げつがく つき かい 療機関の月額より月1回</p> <p>ばあい じ こ ふ た ん が く の場合は自己負担額800</p> <p>えん つき かい じょう ばあい 円、月2回以上の場合は</p> <p>じ こ ふ た ん が く えん さ 自己負担額1,600円を差し</p> <p>ひ がく しきゅう 引いた額を支給します。</p> <p>やつきょくぶん ただし、薬局分について</p> <p>じ こ ふ た ん が く こうじょ は自己負担額を控除するこ</p>
こども 子ども	しょうがくせい 小学生から さいとうたつい 18歳到達以 ごさいしょ 後最初の3 がつ にち 月31日ま で	<ul style="list-style-type: none"> しよとくせいげん ・所得制限なし しょうかんばら ・償還払い 	<p>どういつりょうきかん げつがく (同一医療機関の月額より、</p> <p>にち えん じょうげん えん 1日800円、上限1,600円/</p> <p>がつ こうじょ 月)を控除することなく、</p> <p>いりょうひぜんがく じよせい 医療費全額を助成します。</p> <p>さい こ かた どういつい 18歳を超える方は、同一医</p> <p>りょうきかん げつがく つき かい 療機関の月額より月1回</p> <p>ばあい じ こ ふ た ん が く の場合は自己負担額800</p> <p>えん つき かい じょう ばあい 円、月2回以上の場合は</p> <p>じ こ ふ た ん が く えん さ 自己負担額1,600円を差し</p> <p>ひ がく しきゅう 引いた額を支給します。</p> <p>やつきょくぶん ただし、薬局分について</p> <p>じ こ ふ た ん が く こうじょ は自己負担額を控除するこ</p>
ひとり おやかてい 親家庭	さいみまん 20歳未満の こ かんご 子を看護し ているひと おやかてい り親家庭の おやおよ 親及び さいみまん 18歳未満の こ こうこうざいがく 子(高校在学	<ul style="list-style-type: none"> しよとくせいげん ・所得制限あり しょうかんばら ・償還払い 	<p>さい こ かた どういつい 18歳を超える方は、同一医</p> <p>りょうきかん げつがく つき かい 療機関の月額より月1回</p> <p>ばあい じ こ ふ た ん が く の場合は自己負担額800</p> <p>えん つき かい じょう ばあい 円、月2回以上の場合は</p> <p>じ こ ふ た ん が く えん さ 自己負担額1,600円を差し</p> <p>ひ がく しきゅう 引いた額を支給します。</p> <p>やつきょくぶん ただし、薬局分について</p> <p>じ こ ふ た ん が く こうじょ は自己負担額を控除するこ</p>

	<p>ばあい の場合は 20 さいみまん 歳未満)</p>		<p>ぜんがくしきゅう となく、全額支給しま す。 けいさんれい 【計算例①】</p>
<p>かふ 寡婦</p>	<p>さいいじょう 60歳以上 70 さいみまん 歳未満で、 ふようぎむしゃ 扶養義務者 せいけい と生計を どういつ 同一にして いないかふ 寡婦 かた の方</p>		<p>にゅういん つういん じよせいないよう 入院と通院で助成内容 こと が異なります。 にゅういん どういついりようきかん 入院：同一医療機関の げつがく 月額より にち じこふたんがく 1日につき自己負担額 えん さひ がく 1,200円を差し引いた額 しきゅう を支給します。 けいさんれい 【計算例②】 つういん どういついりようきかん 通院：同一医療機関 げつがく つき かい ばあい の月額より月1回の場合 じこふたんがく えん は自己負担額800円、 つき かいいじょう ばあい じ 月2回以上の場合は自 こふたんがく えん 己負担額、1,600円を</p>

			<p>さ ひ がく 差し引いた額に 1/2 を</p> <p>じょう がく しきゅう 乗じた額を支給しま</p> <p>す。</p> <p>ただし、<small>やつきよくぶん</small>薬局分につい</p> <p>ては自己負担額<small>じ こ ふ た ん が く こ う じ ょ</small>を控除す</p> <p>ることなく、</p> <p>1/2 を <small>じょう がく しきゅう</small>乗じた額を支給</p> <p>します。</p> <p><small>けいさんれい</small> 【計算例③】</p>
--	--	--	--

じょせいたいしょう けんこう ほ けんてきょう いりょう ひ およ やくざい ひ
助成対象は、健康保険適用となる医療費及び薬剤費です。ただ

がっこうさいがいきょうさいきゅうふせいど にほん しんこう きゅうふ
し、学校災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター給付）

たいおう しんりょうぶん ふくしいりょう じゅうふくしんせい
対応の診療分は、福祉医療との重複申請ができませんので、

りょうしょう こうがくいりょうひ かぞくりょうようふ かきん きゅうふ
ご了承ください。高額医療費や家族療養附加金などの給付

きん ばあい きんがく のぞ ぶん たいしょう
金がある場合は、その金額を除いた分が対象です。

※1

いりょうきかんとく まどぐち ふくしいりょうひじゅきゆうしゃしょう ていじ ふくし
医療機関等の窓口で福祉医療費受給者証の提示により福祉
いりょうひ じ こふたんがく しはら じゅしん
医療費の自己負担額までの支払いで受診できます。

けんない いりょうきかん れいわ ねん がつしんりょうぶん いったん いりょうきかん
(県内医療機関のみ) 令和6年4月診療分から、一旦、医療機関の
まどぐち しはら いりょうひ じ こふたんがく かげつ びょういん にち
窓口で支払われた医療費の自己負担額(1ヶ月に1病院に1日かか
った場合は800円、上限1,600円/月)については、福祉医療費受給
資格認定申請の際に登録した口座へ、年1回まとめてお振込みしま
す。

※2

いりょうきかんとく まどぐち けんこうほけん いちぶふたんきん しはらいご ちょう
医療機関等の窓口で健康保険の一部負担金を支払後、町へ
いりょうせきとう りょうしゅうしょ てんぷ じよせいしんせい おこなう じよせい
医療機関等の領収書を添付して助成申請を行うことで、助成
がく ふりこ にゆうようじ けんがいりょうきかんじゅしん
額が振込まれます(乳幼児については、県外医療機関受診の
ばあい
場合)

【計算例①】

れい かげつ びょういん にち えん しはら
(例1) 1ヶ月に1病院に1日かかり2,000円支払ったとき
ふくしいりょうひ はらいもど
の福祉医療費(払戻し)は

$$2,000\text{円} - 800\text{円} = 1,200\text{円}$$

(例2) 1ヶ月に1病院に2日以上かかり2,000円支払った

たときの福祉医療費(払戻し)は

$$2,000\text{円} - 1,600\text{円} = 400\text{円}$$

(例3) 1病院(1日受診)に医療費2,000円と薬局

(1日受診)に薬代600円を支払ったときの福祉医療費

(払戻し)は

$$2,000\text{円} - 800\text{円} + 600\text{円} = \underline{1,800\text{円}}$$

医療費 自己負担額(1日) 薬局分 払戻し額

【計算例②】

(例1) 1ヶ月に1病院に1日入院し、2,000円支

払ったときの福祉医療費(払戻し)は

$$(2,000\text{円} - 1,200\text{円}) = 800\text{円}$$

(例2) 1ヶ月に1病院に10日入院し、20,000円

支払ったときの福祉医療費(払戻し)は

$$(20,000\text{円} - 12,000\text{円}) = 8,000\text{円}$$

【計算例③】

(例1) 1ヶ月に1病院に1日かかり2,000円支払ったときの福祉医療費(払戻し)は

$$(2,000\text{円} - 800\text{円}) \times 1/2 = 600\text{円}$$

(例2) 1ヶ月に1病院に2日以上かかり2,000円支払ったときの福祉医療費(払戻し)は

$$(2,000\text{円} - 1,600\text{円}) \times 1/2 = 200\text{円}$$

(例3) 1病院(1日受診)に医療費2,000円と薬局(1日受診)に薬代600円を支払ったときの福祉医療費(払戻し)は

$$(2,000\text{円} - 800\text{円} + 600\text{円}) \times 1/2 = \underline{900\text{円}}$$

医療費 自己負担額(1日) 薬局分 払戻し額

◎受給資格認定申請時に必要なもの(乳幼児・子ども医療)

- 健康保険証(お子様分)

つうちょう ほ ごしやめいぎ

- ・通帳（保護者名義のもの）

こじんばんごう

ほ ごしやさまおよ

こさまぶん

- ・個人番号（マイナンバー）カード（保護者様及びお子様分）

ほんにんかくにんしよるい ほごしやさまぶん

- ・本人確認書類（保護者様分）

かおじゃしん

うんてんめんきょしょう

しょうがいしやてちょうとう

しゆるい

顔写真ありのもの：運転免許証、障害者手帳等より 1 種類

ひつよう

必要です。

かおじゃしん

けんこうほけんしょう

ねんきんてちょう

しゆるいひつよう

顔写真なしのもの：健康保険証、年金手帳等より 2 種類必要

です。

てつづ やくばしやかいふくし がかり
⇒手続きは役場社会福祉係へ

じゅきゅうしかくにんていしんせいじ ひつよう

おやかてい・かふ

◎受給資格認定申請時に必要なもの（ひとり親家庭・寡婦）

けんこうほけんしょう

おやかてい

せたいぜんいんぶん

- ・健康保険証（ひとり親家庭は世帯全員分）

つうちょう

おやかてい

ほごしやめいぎ

- ・通帳（ひとり親家庭は保護者名義のもの）

こじんばんごう

おやかてい

ほごしや

- ・個人番号（マイナンバー）カード（ひとり親家庭は保護者

さまぶん

様分）

ほんにんかくにんしよるい

おやかてい

ほごしやさまぶん

- ・本人確認書類（ひとり親家庭は保護者様分）

かおじゃしん

うんてんめんきょしょう

しょうがいしやてちょうとう

顔写真ありのもの：運転免許証、障害者手帳等より 1

しゅるいひつよう
種類必要です。

かおじゃしん けんこうほけんしょう ねんきんてちょうとう しゅるい
顔写真なしのもの：健康保険証、年金手帳等より2種類

ひつよう
必要です。

- じどうふようてあてしょうしょ じどうふようてあてじゅきゆうしゃ
・児童扶養手当証書（児童扶養手当受給者のみ）

てつづ やくばしゃかいふくし がかり
⇒手続きは役場社会福祉係へ

いりょうひじょせいしんせいじ ひつよう
◎医療費助成申請時に必要なもの

- いりょうきかん りょうしゅうしょ
・医療機関の領収書
- じゅきゆうしかくしょう きいろ
・受給資格証（黄色）
- けんこうほけんしょう
・健康保険証

てつづ やくばしゃかいふくし がかり
⇒手続きは役場社会福祉係へ

- やくばしゃかいふくしがかりまどぐち せっち ふくしいりょうひ
1. 役場社会福祉係窓口に設置している「福祉医療費
しんせいしょ かげつ まいていしゅつ
申請書」に1ヶ月ごとに1枚提出してください。

2. 申請書は受診月ごと、医療機関ごとに領収書（紛失の場合は医療機関による証明）を添付し、必要事項を記入後、役場社会福祉係へ提出してください。

◎助成方法

1. 口座振込（先に申請していただいた折の登録口座への振込）

2. 支払日：毎月10日までに提出された分を、その提出月の28日に振り込みます。

（10日、28日が土日祝祭日の場合は前日）

- ・高額医療費該当などの理由で助成が遅くなる場合もあります。

【問い合わせ】

川棚町住民福祉課社会福祉係